

令和8年 富士見町 告示

第 52 号

富士見町小児慢性特定疾病児童等日常生活用具
給付事業実施要綱の一部を改正する要綱をここ
に公布する。

令和8年3月25日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する
要綱

富士見町小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱(平成25年富士見町告示
第33号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの。
---------	---	-----------------

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。